

報告第1号

専決処分報告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成26年2月18日提出

芦屋市長 山中 健

記

損害賠償の額を定めることについて

処分理由

事故による損害賠償の額を定めることにつき、相手方の損害を早期に解消する必要があり、急施を要したので専決処分したもの。

専決第1号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年2月1日

芦屋市長 山 中 健

記

1 相手方 市内在住の小学生の親権者

2 事故の概要

平成24年4月、市立小学校において実施した聴力検査の結果について、保護者等への通知が遅れ、当該児童が早期に治療を開始していれば片耳の聴力が回復した可能性があることについての期待権を侵害したもの。

3 損害賠償額 金2,500,000円

参 照 1

損害賠償の額を定めることについて

1 事故の概要

平成24年4月、市立小学校において実施した聴力検査の結果について、学校保健安全法施行規則に定められた21日以内の保護者等への通知が遅れ、適切な治療の指示を行えなかったことにより、当該児童が早期に治療を開始していれば片耳の聴力が回復した可能性があることについての期待権を侵害したものの。

2 損害賠償の額

慰謝料 金2,500,000円

3 損害賠償金の補填

損害賠償金は、全額が保険会社から補填される。

学校保健安全法抜粋

(児童生徒等の健康診断)

第13条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

(第2項省略)

第14条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

学校保健安全法施行規則抜粋

(事後措置)

第9条 学校においては、法第13条第1項の健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第14条の措置をとらなければならない。

- (1) 疾病の予防処置を行うこと。
- (2) 必要な医療を受けるよう指示すること。
- (3) 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
- (4) 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
- (5) 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。
- (6) 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
- (7) 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
- (8) 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。
- (9) その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。

(第2項省略)